

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部鉄道高架推進課 No.001

処 分 名	土地の買取り又は買取らない旨の通知
処 分 の 概 要	事業予定地内の土地の所有者から買い取るべき旨の申出があった場合は、当該土地を買い取るべき旨においては、土地を時価で買い取る旨を通知する。
根拠法令等・条項	都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号） 第五十六条第二項、第三項
審 査 基 準	法令に条文において、基準等が明記されているため審査基準については設定しません。
標準処理期間	30日（関係機関との協議に要する期間を除きます）
設 定 年 月 日	平成28年4月1日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階鉄道高架推進課窓口への提出 又は 郵送 対象路線：7・6・1 古利根川右岸線 3・3・4 春日部駅東西連絡道路 7・7・3 区画街路2号線 8・7・1 特殊街路1号線 8・7・2 特殊街路2号線
備 考	

■都市計画法

第五十六条 都道府県知事等（前条第4項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、事業予定地内の土地の所有者から、同条第1項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 前項の規定による申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

3 前条第4項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部鉄道高架推進課 No.002

処 分 名	申出に対する通知
処 分 の 概 要	買取りの相手方として公告された者は、買い取らない旨の通知をしたときは、その旨の通知を都道府県知事等に通知する。
根拠法令等・条項	都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号） 第五十六条第三項
審 査 基 準	法令に条文において、基準等が明記されているため審査基準については設定しません。
標準処理期間	30日（関係機関との協議に要する期間を除きます）
設 定 年 月 日	平成28年4月1日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階鉄道高架推進課窓口への提出 又は 郵送 対象路線：7・6・1 古利根川右岸線 3・3・4 春日部駅東西連絡道路 7・7・3 区画街路2号線 8・7・1 特殊街路1号線 8・7・2 特殊街路2号線
備 考	

■都市計画法

第五十五条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。）の施行区域（次条及び第五十七条において「事業予定地」という。）内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第五十三条第一項の許可をしないことができる。ただし、次条第二項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。

4 都道府県知事等は、第一項の規定による土地の指定をするとき、又は第二項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第五十六条 都道府県知事等（前条第4項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、事業予定地内の土地の所有者から、同条第1項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 前項の規定による申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

3 前条第4項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。